

2025 年 6 月 2 4 日

組合員 各位

岡山県石油商業組合
理事長 野上 和宏

燃料油価格支援事業への「予防的な激変緩和措置」の追加について

既に報道等でご承知のことと思いますが、中東情勢の緊迫化に伴い、原油価格が高騰しております。現在、政府は物価高対策の一環として燃料油に一定の金額を支給（ガソリン・軽油には 10 円、灯油・A 重油には 5 円）する「定額引下げ措置」を実施しておりますが、**中東情勢混乱が長引き、石油製品の急激な上昇が継続する場合に備え、現行の「定額引下げ措置」をベースに実施しつつ、新たに追加支援として「予防的な激変緩和措置」（以下、追加支援策）を行うことを決めました。**

この追加支援策のポイントは以下の 3 点です。

- ① 全国平均小売価格で 175 円を大きく超えないようにする（=ターゲットプライスを 175 円に設定）
- ② 175 円を超過する部分については現在の定額引下げ措置の支給額に加えて、10 分の 10 の補助（灯油・重油はガソリンへの支給額の 5 割相当）が行われる
- ③ 燃料油の最需要期となる 7 月～8 月の 2 ヶ月を期限に行われる

追加支援策は今週の卸価格改定分より開始される ことになっております。つきましては、追加支援策に関する資料をお送りいたしますので、ご確認いただけますよう、よろしくお願いいたします。

以 上